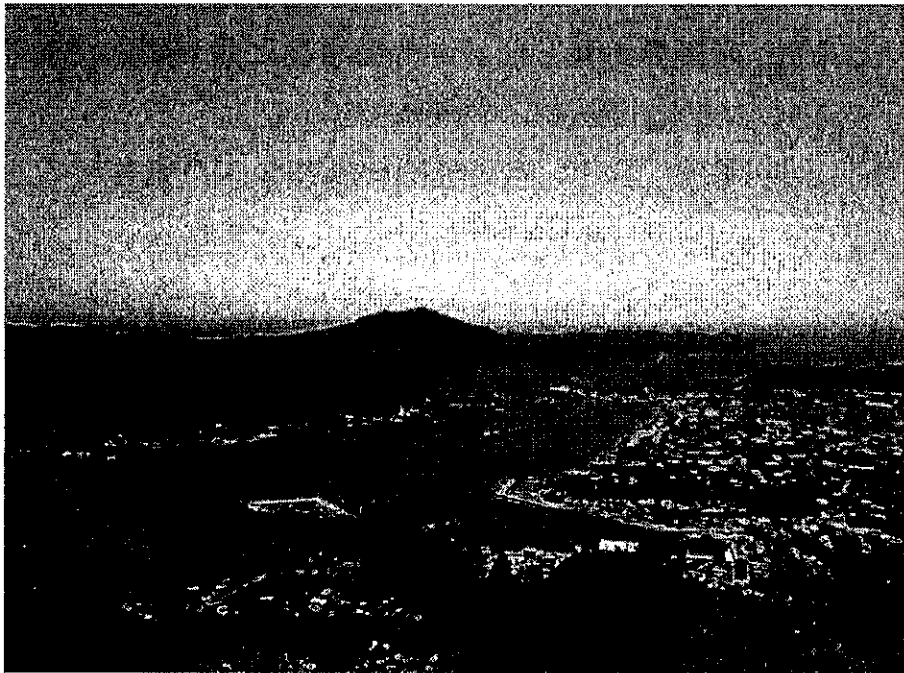




平成25年1月14日

復興大臣
根本 匠 様

東日本大震災からの復興に関する
要 望 書



安波山から望む被災後の市街地

気仙沼市

要 望 書

震災から1年10か月が過ぎ、被災地も2度目の正月を迎えたところでもあります。

多くの尊い人命が奪われ、生活基盤や産業基盤に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災からの復興に向け、気仙沼市におきましては、全国・全世界から、また、産業界・行政・個人を含めた各界から継続的に多くの支援を受け、市土基盤の整備、産業再生・雇用創出など、市民、産業界一丸となって各種事業に取り組んでおります。

具体的な進捗としては、防災集団移転や災害公営住宅などの住まいの再建や土地区画整理事業、都市計画道路事業等について関係大臣同意を得るほか、水産加工施設等集積地の嵩上げ工事や民間施設にあっても低温冷蔵庫の完成、漁船の新造、ショッピングセンター計画の発表など、また、国直轄の事業についても三陸沿岸道路（歌津～本吉）の即年着工など、本市にも、ようやく復興の槌音が響いてきたところでもあります。

しかしながら、被災者への支援、地域再興等について、根本的な考え方や制度上の改善・見直し及び財政的な支援が必要な課題等が数多く残されておりますので、実情を御賢察の上、被災地・被災者に対し、万全な取り組みをされますよう、新政権に期待し、以下要望申し上げます。

I 総論

復興予算の確保

今後、大幅な財政需要の増大が確実に見込まれることから、地域の復興を支援する予算の十分な確保を望む。

制度・考え方の大転換

- 1 制度に合わせる復興ではなく、被災地の望む復興の形に合わせた制度設計・制度運用を望む。
- 2 既存制度の流用ではなく、東日本大震災に合った新制度の創設を望む。
- 3 遡及適用や事前着工を認め、結果として「待っていたほうが得」の状況の回避を望む。
- 4 民間資産の回復なくして地域の復興はない。「個人資産形成につながる補助は行わない」というこれまでの方針からの転換を望む。
- 5 復旧・復興事業に係る予算の繰越等の判断は各自治体裁量に任せるなど大胆な制度緩和を望む。

復興をリードする復興庁

被災自治体の行う復興を支援する姿勢ではなく、自治体とともに復興の主体として責任を持ち、課題解決に取り組み、復興をリードする復興庁であることを望む。

Ⅱ 各 論

1 全体に関わる事項

- (1) 復興交付金の更なる拡充及び運用の改善
- (2) 津波復興拠点事業の箇所数・面積基準の拡充
- (3) 漁業集落防災機能強化事業の広範な適用
- (4) 震災遺構保存への財政措置
- (5) 自由度の高い財源の被災自治体への付与
- (6) 家屋等解体や基礎撤去に係る災害廃棄物処理事業の継続
- (7) 復興事業に係るマンパワーの確保

2 市土基盤・土地利用に関わる事項

- (1) 事業地区以外の民地の土地嵩上げに対する補助制度の創設等
- (2) 避難道と避難広場の整備に対する積極的な対応
- (3) JR気仙沼線及び大船渡線の鉄道での早期復旧・復興
- (4) 防潮堤整備における景観配慮等に対する支援
- (5) 被災元地の集約手法の整備等
- (6) 農業者年金制度及び相続税・贈与税納税猶予制度の改善
- (7) 中山間地域等直接支払制度の交付金返還に係る緩和措置
- (8) 地域の復興まちづくり支援に配慮した各種道路整備の推進
- (9) 気仙沼大島架橋及び唐桑最短道の整備促進

3 住宅再建に関わる事項

- (1) 住宅再建に関する市独自支援事業への財政支援
- (2) 災害公営住宅整備に関する標準建設費の見直しと補助の拡大
- (3) 被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限の延長
- (4) 被災地の住宅再建に係わる消費税増税の一定期間の猶予

4 産業に関わる事項

- (1) 復興の進捗に伴い、まちのにぎわいづくりを直接支援する財政措置
- (2) 造船設備・施設集約高度化事業への支援制度の創設
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設にかかる撤去費用への財政支援
- (4) 観光産業の振興のため支援
- (5) 放射能関連被害に係る東京電力への損害賠償の確実化

5 保健福祉・被災者支援に関わる事項

- (1) 「地域支え合い体制づくり事業」の継続と拡充
- (2) 国民健康保険に対する財政支援措置の強化
- (3) 被災者の国民健康保険、介護保険等に係る保険税（料）、医療費一部負担金及び利用者負担金の減免措置の延長と財政支援
- (4) 応急仮設住宅に入居できる期間の更なる延長
- (5) 固定資産税・都市計画税の課税免除特例措置の継続

1 全体に関わる事項

(1) 復興交付金の更なる拡充及び運用の改善についてお願いしたい。

東日本大震災復興交付金については、被災地の復興に大きく寄与しているところであるが、例えば、土地区画整理事業において上下水道が整備対象となる一方、同じライフラインであるガスについては対象外であるなど、様々な制約がある。また、土地区画整理事業は、阪神淡路大震災時には完了まで15年を要した例もあり、完了までに相当の年数を要することが懸念される。

事業の進捗により、日々新たな運用上の課題が生じている状況にあるため、復興交付金は、被災地の実情に応じて、必要な事業に柔軟に対応できる真に自由度の高いものとし、運用の解釈について早期・柔軟に判断するとともに、申請に係る労力が極力抑えられ、復興事業にタイムロスが生じないよう、手続きの簡素化と併せ、平成27年度までとなっている交付金適用期間を復興に係る必要な期間とし、期間内の財源を確実に確保するようお願いしたい。

(2) 津波復興拠点事業の箇所数・面積基準の拡充をお願いしたい。

被災地の復興を先導する「津波復興拠点整備事業」は、被災地域の復興に有効な事業であるが、被災した面積や市町村の地勢等にかかわらず、1自治体当たり2地区まで、国費支援の面積上限は1地区あたり20ヘクタールまでとされている。

本事業は、被災地復興に大きな役割を果たす事業であることから、被災の度合いや合併市町村であること等の地域の実情を勘案し、地区数や1地区当たりの面積などの基準の拡充をお願いしたい。

(3) 漁業集落のまちづくり再生に対し、漁業集落防災機能強化事業を幅広く利用できるよう配慮をお願いしたい。

被災した漁業集落の復興にあたっては、各集落において懇談会を重ねているところであるが、漁港機能の回復・強化はもとより、集落としてのまちづくり再生や産業・地域の付加価値化が求められており、復興交付金基幹事業に位置付けられている漁業集落防災機能強化事業は、非常に有効な手段と考

えている。

このことから、漁業集落のまちづくり再生の課題となる、集落道整備やくぼ地となる民有地の土地の嵩上げ、「魚食普及」を促す加工・物販・観光など6次産業化へ対応した新たな施設整備、憩いの場としての公園整備など、漁業集落防災機能強化事業の適用範囲を幅広く認めていただき、漁業集落の復興がスムーズに行われるよう配慮をお願いしたい。

(4) 震災遺構の保存について、国による財政措置をお願いしたい。

自然の脅威、津波の力、恐ろしさを将来世代にわかりやすく伝えるとともに、日本の各地、とりわけ東海・東南海・南海トラフの連動型・津波が想定されるエリアの人々に津波の脅威を実感してもらい、十分な備えを促すことは、今回の津波を経験した現世に生きる我々の責務である。

このことから、震災遺構を保存し伝承することは、被災地のみならず国にとっての責務でもあるとの認識に立ち、市町村における整備及び維持管理に対し、国による財政措置をお願いしたい。

対象物が撤去され数少なくなっていく中、早急の方針決定が必要である。

(5) 自由度の高い財源の被災自治体への付与をお願いしたい。

被災自治体は、それぞれ被災度や産業構造等が異なり、復興へ向け重きを置く政策も異なることから、各々の自治体において独自の復興重点分野を推進するための財源として、自由度の高い復興基金交付金は有効であるものの、目的を達成するための財源としては少額である。

今後、各被災自治体が地域の実情に応じて、復興事業を加速度的に推し進められるよう、当該交付金等自由度の高い財源の交付をお願いしたい。

(6) 家屋等解体や基礎撤去に係る災害廃棄物処理事業を次年度以降も継続されるようお願いしたい。

被災家屋等の解体や基礎撤去については、地盤沈下による浸水（浸水地域280ha）や土地境界、相続、抵当権などの課題及び施工業者の不足等で、

年度内の完了は不可能な状況にあるが、今後の被災地区・被災土地の復興事業への活用に必要な不可欠であることから、引き続き国庫補助事業として2か年間の継続をお願いしたい。

(7) 復興事業に係るマンパワーの確保に積極的に関わっていただきたい。

復興事業の推進のためには、技術職を中心にマンパワーが必要不可欠であり、現在、総務省～市長会ルートのほか、各自治体独自のルートや規模の大きい自治体等による再任用など様々な手法で人材を確保しているが、来年度以降一層の人手を要することから、復興庁においても任期付職員を採用し被災自治体に派遣するなど、マンパワーの確保に積極的に関わっていただきたい。

また、民間の人材を活用した際の人件費を震災特別交付税へ算入するなどの財政支援と併せ、国の職員を地方自治体に派遣する法制度の検討もお願いしたい。

2 市土基盤・土地利用に関わる事項

(1) 事業地区以外の民地の土地嵩上げに対する補助制度の創設・既存制度の拡充をお願いしたい。

今回の震災においては、地盤沈下の影響が大きく、土地の嵩上げが急務であるが、嵩上げは土地区画整理事業や津波復興拠点整備等で限定的にしか認められておらず、純粋に地盤沈下に着目した復旧制度がない。

このことから、復興の将来像を描けず検討を進められない地域や、道路の嵩上げ復旧及び防潮堤の整備等により窪地となってしまう地域が多数発生している。

このような被災地の状況を何度となく国に伝え、今般、ようやく第4回復興交付金により、被災市街地復興土地区画整理事業の効果促進事業として一部地域の嵩上げが認められたことは大きな前進であるが、嵩上げが必要な土地のすべてで課題が解決した訳ではなく、現行制度で対象とならない残る民地などの土地の嵩上げに対し、補助制度の創設や既存制度の拡充など、早急な対応をお願いしたい。

(2) 避難道と避難広場の整備に対し、柔軟かつ積極的な対応をお願いしたい。

今後の津波への対応としては、徒歩による避難を原則としつつも、現実的には自動車による避難も必須である。そのため、低地から高台へ抜ける道路の整備・拡幅や、高台への避難広場（公共空地）の整備などが不可欠であり、このことは昨年12月7日に発令された津波警報時においても、明らかとなった。

については、沿岸地域の商工業地帯から円滑に避難するための道路の整備、拡幅や橋梁の整備はもちろん、浸水地域以外でも、避難に係る道路、避難広場等の整備に対し、復興交付金等による柔軟な対応をお願いしたい。

(3) JR気仙沼線及び大船渡線について、鉄道での早期復旧・復興を図るため、国による財政支援をお願いしたい。

壊滅的な被害を受けたJR気仙沼線及びJR大船渡線は、通学・通院や観光等産業面において、復興に必要不可欠な路線であり、被災地の復興の原動力となる鉄道の早期復旧が望まれている。

一方で、東日本旅客鉄道株式会社では、安全が確保された鉄道の復旧には莫大な事業費が必要となることから、国に対し財政的支援を求めているところであり、鉄道復旧に対する国の支援を是非ともお願いしたい。

(4) 防潮堤整備における景観配慮等に対する支援をお願いしたい。

防潮堤は、津波から生命・財産を守る基本的な施設として、必要な箇所への整備が急務であるが、まちづくりや周辺環境との整合の観点で難しい課題も抱えている。特に、景観はまちづくりや街の魅力の保持には欠かすことができない要素であり、本市が持つ海岸線は風光明媚な景色を作り出してきた。

このことから、防潮堤を整備する際には、法面緑化やアクリル（透過性の高い素材）の利用、背後地植林の実施、階段状の構造の採用、法面や天端の利用など、市街地、景勝地など地域に相応しい景観や構造への配慮が行えるよう、制度や予算の拡充をお願いしたい。

あわせて、防潮堤を街並みづくりの中に埋め込むなどの一体的な整備や、防潮堤の海側に設置できる施設の要件緩和など、制度上の柔軟な対応をお願いしたい。

(5) 被災元地の集約手法の整備等をお願いしたい。

住宅再建については、これまで移転先の形成のための各種施策を先行して進め、概ね計画がまとまったところであるが、被災元地のまちづくりはこれからの大きな課題となっている。

災害危険区域には市が買い取る被災元地が多数点在することになるが、集約し有効活用を図ろうにも特に集落部においてはその手法がなく、まちづくりを具体的に描ける状況にないため、官地の集約方法に関する既存制度の要件緩和や新制度の創設をお願いしたい。

(6) 復興関連事業に伴う農地の買収等における農業者年金制度及び相続税・贈与税納税猶予制度の改善をお願いしたい。

防災集団移転促進事業や土地区画整理事業などは土地収用法に該当せず、農地の買収に当たり、農業者年金制度の被保険者資格の喪失や経営移譲年金・特例付加年金の支給が停止する場合や、相続税・贈与税納税猶予制度においても、納税猶予特例農地等の転用により納税猶予期間が確定される場合があることから、復興事業による農地買収に当たって農業者が不利益を被らないよう、制度の改善をお願いしたい。

(7) 中山間地域等直接支払制度の交付金返還に係る緩和措置をお願いしたい。

中山間地域等直接支払制度の協定農用地を、被災者でない者が宅地や工場用地等として農地転用した場合は、当該転用農地だけではなく協定地域全体の交付金を初年度に遡って返還することになっている。

早期の震災復興を図るためには、復興事業の用地が必要不可欠であることから、復興関連事業のための農地転用に係る交付金の返還については、当該転用農地に係る現年度分のみとする制度緩和をお願いしたい。

(8) 三陸沿岸地域の復興をリードする事業として、地域の復興まちづくり支援に配慮した各種道路整備の推進をお願いしたい。

三陸沿岸道路については、復興を支えるリーディングプロジェクトとして大きな期待が寄せられていることから、早期全線供用のため、より一層の整備促進をお願いしたい。

特に、気仙沼湾横断橋を含む（仮）気仙沼IC～（仮）唐桑南IC^{からくわ}について、本市の基幹産業である水産加工業等の集積地として復興事業を進めている南気仙沼地区、鹿折地区^{ししおり}、赤岩港地区^{あかいわみなと}等の物流効率化等の大きな役割を担うものであり、市民は本市復興のシンボルとして大きな期待を寄せていることから、早期着工整備をお願いしたい。

また、堤防の建設や津波防御機能強化に伴い、国道45号等の付け替え・嵩上げ等の構想が地元から提起されており、調整が必要となっている箇所がある。

とりわけ、大谷海岸背後地付近においては、国道45号、防潮堤、JR線の3つをセットで考える必要があることから、まちづくりに配慮した国道整備に柔軟な対応をお願いしたい。

(9) 気仙沼大島架橋及び唐桑最短道の整備促進をお願いしたい。

気仙沼大島架橋（県道大島浪板線）については、架橋本体の25年度着工に向け、設計等の準備が進められているが、一日も早い完成に向け、安定的・継続的な予算の確保をお願いしたい。なお、大島側の架橋へのアクセス道路となる県道大島線についても、現道は浸水地域を通る道路で、大島から本土への避難道的役割も果たす道路であることから、復興交付金事業等での早期事業化をお願いしたい。

また、唐桑最短道（主要地方道気仙沼唐桑線）について、事業化された浦地区・竹の町入り～舞根間の早期完成に向け、安定的・継続的な予算の確保をお願いしたい。さらに、残る舞根～鹿折間について、唐桑半島の孤立化防止の観点から、整備促進をお願いしたい。

3 住宅再建に関わる事項

(1) 被災者の住宅再建に関する市独自の支援事業について、国による財政支援をお願いしたい。

被災者は経済的に非常に厳しい状況にあり、住宅再建に当たっては大きな支援が必要であるにもかかわらず、現在の国の支援は不十分なものである。また、同じような被災者であっても制度の適用外が発生するなど、被災者間の不公平感は依然として強い。

各被災自治体はこのような声に応えるため、財政的に無理をしつつも独自の補助施策を創設し対応しようとしている。

今後、被災地の住宅の再建を後押しするためにも、住宅再建に係る自治体の独自支援は必要不可欠であるが、その事業費は莫大であり、国の財政支援をお願いしたい。

(2) 災害公営住宅整備に関する標準建設費の見直しと補助適用の拡大をお願いしたい。

災害公営住宅の整備については、公営住宅法により標準建設費等が定められているが、被災地では、全般的に人件費をはじめ、コンクリートや型枠などの工事費が高騰していることから、住宅整備への影響が懸念されている。

また、本市で実施した「住まいに関する意向調査」では、入居を希望する世帯の半数以上が、「ずっと住み続けたい」との意向を示しており、安らぎとゆとりを持てる被災者向け住宅の整備が望まれている。

については、震災による資材等の高騰や被災者が安心して生活できる住環境整備に対応するため、標準建設費の見直しについて検討をお願いしたい。

あわせて、住宅の建設に当たっては、商業施設や福祉施設の併設など、復興に向けたまちづくりにも対応できるよう、補助適用の拡大をお願いしたい。

(3) 被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限の延長をお願いしたい。

平成30年4月10日に申請期限を迎える被災者生活再建支援金の加算支援金は、戸建ての災害公営住宅を払い下げにより購入する場合も対象となるが、公営住宅の払い下げが可能となるのは入居開始から5年経過後である。

本市の場合、戸建て災害公営住宅の完成予定は、早くても平成27年度以降であることから、払い下げにより購入が可能となるのは平成32年度以降となり、加算支援金の申請は間に合わない。

また、土地区画整理事業等の基盤整備の進捗状況により、加算支援金の申請期限までに住宅の再建ができない場合も懸念される。

このことから、被災者の住宅再建・取得時等に、確実に加算支援金を申請できるよう申請期間の延長をお願いしたい。

(4) 被災地の住宅再建に係わる、消費税増税の一定期間の猶予をお願いしたい。

被災地の住宅再建はこれから本格化するが、消費税増税は平成26年4月に税率を8%、27年10月に10%とするもので、被災者の住宅再建を著しく阻害することから、復興を促進するため被災地の住宅再建などに関し、消費税増税を一定期間猶予するようお願いしたい。

4 産業に関わる事項

- (1) 復興の進捗に伴い、まちのにぎわいづくりを直接支援する財政措置をお願いしたい。

被災地域の新たなまちづくりに不可欠な商業機能回復に向け、商店街等による再生計画の策定や当該再生計画の実現に必要な共同施設等の整備に対して、高率の補助制度の創設など財政支援をお願いしたい。

- (2) 造船設備・施設集約高度化事業への支援制度の創設をお願いしたい。

造船所では、地盤沈下により船台が大幅に短縮したことで、現在地での大型船の建造・修理ができないなど重大なダメージを受けた。

本州関東以北において、鉄鋼漁船建造に関し最大の実績がある本市造船業が復興しない限り、東北地方のみならず、全国の漁船漁業に与える影響が甚大であることから、将来展望を見据え、造船所等の集約移転及び高度化を計画しているところである。

しかしながら、現状では、本事業に係る補助制度がないことから、水産業共同利用施設復興整備事業あるいは中小企業等グループ施設等復旧整備事業と同等の補助率となる新たな支援制度の創設と所要の予算確保をお願いしたい。

- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構で整備された仮設施設にかかる撤去費用について、国による財政支援をお願いしたい。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）の仮設施設整備事業により整備し、被災事業者に貸与している仮設店舗や事務所等は、現在、60数箇所にあつたが、中小機構との取り決めにより、貸与期間満了後は、市の費用負担で施設を撤去することとされ、大きな財政負担を伴うものであることから、国の財政支援をお願いしたい。

(4) 観光産業の振興のため支援をお願いしたい。

本市の復興には、水産業と並び観光産業の振興が不可欠であり、現在、民間と行政が一体となって新しい観光戦略の策定に取り組んでいる。

被災施設の復旧整備とともに将来にわたる計画的な観光のまちづくりを進めるため、観光施設の整備や誘客促進に資する事業の展開などハード・ソフト両面において国による支援をお願いしたい。

(5) 放射能関連被害に係る東京電力への損害賠償が確実に確保されるようお願いしたい。

放射能対策については、国や県が食品等の精密検査を行い公表するとともに、基準も厳しくするなど、国民に安全安心な食品が提供されるよう措置されているところであるが、基準値未満の農水畜産物であっても買い控えが生じるなどの風評被害が生じ、生産者や食品製造業者にとっては死活問題となっているだけでなく、被災地の産業復興等の大きな妨げとなっている。

また、自治体や企業においては、独自に放射能検査をしているところもあるが、それに伴う機器購入費や検体料、人件費等は自らが負担している。

このことから、国においては風評被害対策を徹底するとともに、飼料等の代替調達費用や除染経費はもとより、風評被害による損害や放射能測定に伴う経費についても賠償の対象とし、国が主体となって取りまとめ、東京電力に対し賠償請求を行っていくようお願いしたい。

5 保健福祉・被災者支援に関わる事項

(1) 「地域支え合い体制づくり事業」の継続と拡充をお願いしたい。

被災者の見守りや心のケア等の生活支援については、「地域支え合い体制づくり事業」により、現在、サポートセンターを設置し、生活支援員による応急仮設住宅入居者等に対する訪問活動や総合相談等を行っており、非常に重要な役割を果たしている。

当該事業は、平成25年度まで延長されることとなっているが、今後さらに、災害公営住宅や防災集団移転先においても、被災者の生活支援事業が必要なことから、仮設住宅入居者以外の被害者も幅広く支援できるよう、地域支え合い体制づくり事業の継続と高齢者等の孤立化防止のために必要な設備整備を対象とするなど、事業の拡充をお願いしたい。

(2) 国民健康保険に対する財政支援措置の強化をお願いしたい。

本市は、産業の中心である沿岸市街地に壊滅的な被害を受けたことから、国民健康保険加入者の所得が、被災や離職、休・廃業等により著しく低下し保険税収入が大幅に減少する一方、医療費の増加により保険給付費が増大しており、国民健康保険の財政状況は急激に悪化し、一時的に制度維持が困難になっている。

加入者の担税力の回復には時間を要し、保険税率の大幅な引き上げは市民の生活再建に過重な負担となることから、特例的に、災害特例補助金や特別調整交付金の増額による財政支援措置を講じられるようお願いしたい。

また、現行の前期高齢者交付金や後期高齢者納付金による国の財政調整制度は、震災により一時的に大量の離職者等を受け入れた保険者の負担が増加する結果となることから、早急に調整を図られるようお願いしたい。

- (3) 被災者の国民健康保険、介護保険等に係る保険税（料）、医療費一部負担金及び利用者負担金の減免措置の延長と財政支援をお願いしたい。

国の全額財政支援により実施してきた被災者に対する国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度に係る保険税（料）や一部負担金の減免については、平成24年10月以降、25年3月末を期限として、対象経費の10分の8が国の特別調整交付金として交付されることになったが、被災者を取り巻く状況はなお厳しく、生活再建に対する支援が引き続き必要なことから、保険税（料）や一部負担金の減免措置の延長と国の全額財政支援をお願いしたい。

- (4) 応急仮設住宅に入居できる期間の更なる延長をお願いしたい。

被災者の応急仮設住宅への入居期間は、当初の2年間から1年間の延長を決定されたところである。

しかしながら、防災集団移転による住宅の再建や災害公営住宅など恒久住宅の整備には、なお時間を要し、延長された期限までに住居を確保することは非常に困難である。

このことから、仮設住宅入居者の住宅に関する不安を払拭する上でも、入居できる期間の更なる延長をお願いしたい。

また、民間賃貸住宅の仮設住宅扱いについても、同様の取り扱いとして、期間の延長をお願いしたい。

- (5) 津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税免除特例措置の継続をお願いしたい。

標題固定資産税・都市計画税の課税免除については、平成24年度までは特例措置されているが、平成25年度以降については何ら方針が示されておらず、減収補填を含めた本特例措置の継続をお願いしたい。



海と
生かす